NPO 法人韓国庭園の会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、NPO 法人韓国庭園の会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、1990 年４月１日から９月 30 日の 183 日間行われた国際花と緑の博覧会「花と緑と人間生活のかかわりをとらえ 21 世紀へ向けて潤いのある豊かな社会の創造をめざす」をテーマとして開催されてから 33 年余りが経過し、今日に至る中で、当時の庭園・景観が温かく残存している「韓国庭園」を保存し、守ることを目指す。

日本・韓国をはじめ国際社会の未来において、文化交流のシンボル的な庭園として「韓国庭園」が活かされ、維持されるべきものと考える。

日韓両国民、地域近隣住民、一般来園者及び観光客等に対し、日韓両国を理解し合うための学術・文化・芸術に関する教育及び交流活動を行い、親善友好・和合精神を永続させる礎とするとともに、地域社会に貢献する活動を行う。

本韓国庭園を拠点に社会活動・情報発信も行い、幅広く知らせるために観光客誘致にも取り組む。

日本大阪市鶴見緑地公園に存在している韓国庭園を保全・管理し、韓国庭園建立 100 周年にあたる 2090 年を長期的目標として、韓国国家遺産庁への在外韓国文化遺産登録を目指す。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動
(2) 観光の振興を図る活動
(3) 環境の保全を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 社会教育の推進を図る活動
(6) 国際協力の活動
(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　鶴見緑地内に存在する韓国庭園の保全を図る事業

②　日本国内に存在する韓国に関わる文化遺産を探究・生かした文化活動に資する事業

③　日本・韓国伝統文化・芸術・スポーツの振興を図る教育事業

④　各種イベント企画、制作、運営、管理に関する事業

⑤　韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する見学会、研修会、交流事業等の企画及び実施に関する事業

⑥　①から⑤の事業を広告する事業

⑦　上記各号に付帯する一切の事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）
第12条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　3人以上15人以下
(2)　監事　1人以上3人以下
2　理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は

理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項
（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第24条　総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。
（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。
（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。
（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加及び更正）
第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　　雑則

（細則）
第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　徐　賢周
副理事長　白　錦玉
副理事長　呂　英華
理事　中村　勇雄
理事　富永　順福
理事　木村　貞雄
理事　姜　孝祥
理事　浅井　英姫
監事　田　興培

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、成立の日から2025年６月30日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2024年３月31日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員入会金　10千円
正会員会費　年額12,000円
(2)　賛助会員入会金　３千円
賛助会員会費　年額10,000円

2026年度　事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

ＮＰＯ法人韓国庭園の会

Ⅰ　事業の実施方針

本年度は、鶴見緑地内に存在する韓国庭園の保存・保全を基本とし、公園管理事務所との連携のもと、韓国庭園の破損状況の確認、必要に応じた補修に向けた協議、韓国庭園内の清掃活動等を実施する。

また、韓国庭園の認知度向上を図るため、積極的な広報活動を行い、会員拡大を目指すとともに、韓国庭園を拠点とした日本・韓国文化交流活動、見学会、研修会、交流事業等の企画及び実施に取り組む。

さらに、韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する広告資料の作成、情報発信等を通じて、韓国庭園の価値を広く周知し、地域住民、一般来園者、観光客等に対する文化交流及び理解促進を図る。

なお、新たに追加する事業については、定款変更認証後の実施を前提とし、2026年10月以降の事業開始を想定して計画する。

また、事業実施にあたり、助成金申請による財源確保を予定しており、受取助成金等として500千円を見込む。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

1　特定非営利活動に係る事業

(1) 鶴見緑地内に存在する韓国庭園の保全を図る事業

【内　　容】韓国庭園内の破損状況を調査し、公園管理事務所と連携しながら、状況に応じて補修等に向けた協議を行う。また、韓国庭園内の清掃活動を実施し、庭園環境の維持・保全を図る。

【実 施 場 所】韓国庭園内

【実 施 日 時】補修等については公園管理事務所と協議のうえ実施時期を決定する。
清掃活動については、毎月初週日曜日に実施予定。

【事業の対象者】韓国庭園利用者、地域住民、一般来園者

【収　　益】0千円

【費　　用】50千円

消耗品費：40千円（清掃用品、簡易点検用具、記録用消耗品）

旅費交通費：10千円（現地確認に係る交通費）

(2) 日本国内に存在する韓国に関わる文化遺産を探究・生かした文化活動に資する事業

【内　　容】日本国内に存在する韓国に関わる文化遺産及び関連資料について、情報収集、調査、記録、整理を行い、今後の文化活動、教育普及活動及び交流事業に活用するための基礎的な取り組みを行う。

【実 施 場 所】韓国庭園、鶴見緑地公園内、関西地域ほか

【実 施 日 時】随時

【事業の対象者】会員、地域住民、一般来園者、韓国文化に関心を有する者

【収　　益】0 千円

【費　　用】50 千円

資料作成費：30 千円（資料収集、調査記録の整理、関係資料作成）

旅費交通費：20 千円（現地確認に係る交通費等）

(3) 日本・韓国伝統文化・芸術・スポーツの振興を図る教育事業

【内　　容】日本・韓国の伝統文化、芸術、スポーツ等に関する教育普及活動について、企画検討、関係者との調整、資料作成等を行い、実施に向けた準備及び普及活動を行う。

【実 施 場 所】韓国庭園、鶴見緑地公園内、地域施設、学校、その他関係機関施設等

【実 施 日 時】2026 年 10 月以降、関係者との調整により随時実施予定

【事業の対象者】一般市民、学生、地域住民、韓国文化に関心を有する者

【収　　益】0 千円

【費　　用】50 千円

印刷製本費：20 千円（教育普及用資料の印刷、関係者との調整）

旅費交通費：30 千円（実施準備に係る交通費等）

(4) 各種イベント企画、制作、運営、管理に関する事業

【内　　容】韓国庭園及び鶴見緑地公園内等において、日本・韓国の文化友好交流を目的としたイベントを企画、制作、運営、管理する。

韓国芸能人及び日本芸能人による友好公演等を実施するとともに、飲食店、物産品販売等を通じて、日韓文化交流及び韓国庭園の周知促進を図る。

【実 施 場 所】鶴見緑地公園内、ホール、韓国庭園内

【実 施 日 時】2026 年 11 月

【事業の対象者】文化交流参加者、一般来園者

【収　　益】400 千円

出店料：1 店舗 5 千円×15 店舗＝75 千円

韓国物産販売：325 千円

【費　　用】850 千円

人件費：20 千円×20 人＝400 千円

舞台設備費：200 千円
韓国物産仕入費：200 千円
その他雑費：50 千円

（5）韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する見学会、研修会、交流事業等の企画及び実施に関する事業
【内　　容】韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する見学会、研修会、交流事業等を企画及び実施する。
韓国観光公社、旅行会社その他関係機関とは、韓国庭園の周知広報及び来訪促進に関する連携を図るものとし、旅行業法上の旅行業として旅行商品の募集、手配又は販売を行うものではない。
韓国から韓国庭園を訪れる観光客及び一般来園者に対し、韓国庭園の歴史的・文化的価値を紹介し、日韓文化交流の促進を図る。
【実 施 場 所】鶴見緑地公園、韓国庭園、関西地域
【実 施 日 時】2026 年 10 月以降、関係機関との調整により随時実施予定
【事業の対象者】韓国観光客、一般来園者、文化交流参加者
【収　　益】400 千円
見学会・研修会・交流事業等参加費：2 千円×200 人＝400 千円
【費　　用】360 千円
人　件　費：20 千円×2 人×7 日＝280 千円
旅費交通費：50 千円
通信運搬費：10 千円
その他雑費：20 千円

（6）①から⑤の事業を広告する事業
【内　　容】韓国庭園の保存・保全活動、日本・韓国文化交流活動、見学会、研修会、交流事業等について、広告資料の作成、配布、情報発信等を行う。
韓国庭園の認知度向上を図るとともに、会員拡大、来園者増加、文化交流活動への参加促進につなげる。
【実 施 場 所】韓国庭園、鶴見緑地公園内、関西地域、ウェブサイト・SNS 等
【実 施 日 時】随時
【事業の対象者】地域住民、一般来園者、観光客、韓国文化に関心を有する者
【収　　益】0 千円
【費　　用】0 千円
人件費：ボランティア活動
その他経費は、上記（1）から（5）の各事業における資料作成費、印刷製本費、通信運搬費

等に含めて計上する。

なお、上記事業費とは別に、法人運営に係る管理費として40千円を見込む。

2027年度　事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

ＮＰＯ法人韓国庭園の会

Ⅰ　事業の実施方針

本年度は、前年度に引き続き、鶴見緑地内に存在する韓国庭園の保存・保全を基本とし、公園管理事務所との連携のもと、韓国庭園の破損状況の確認、必要に応じた補修に向けた協議、韓国庭園内の清掃活動等を継続して実施する。

また、韓国庭園の認知度向上を図るため、積極的な広報活動を行い、会員拡大を目指すとともに、韓国庭園を拠点とした日本・韓国文化交流活動、見学会、研修会、交流事業等の企画及び実施に取り組む。

さらに、韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する広告資料の作成、情報発信等を通じて、韓国庭園の価値を広く周知し、地域住民、一般来園者、観光客等に対する文化交流及び理解促進を図る。

また、年間を通じた事業実施にあたり、助成金申請による財源確保を予定しており、受取助成金等として1,000千円を見込む。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

1　特定非営利活動に係る事業

（1）鶴見緑地内に存在する韓国庭園の保全を図る事業

【内　　容】韓国庭園内の破損状況を調査し、公園管理事務所と連携しながら、状況に応じて補修等に向けた協議を行う。

また、韓国庭園内の清掃活動を実施し、庭園環境の維持・保全を図る。

【実 施 場 所】韓国庭園内

【実 施 日 時】補修等については公園管理事務所と協議のうえ実施時期を決定する。

清掃活動については、毎月初週日曜日に実施予定。

【事業の対象者】韓国庭園利用者、地域住民、一般来園者

【収　　益】0千円

【費　　用】80千円

消耗品費：60千円（清掃用品、簡易点検用具、記録用消耗品）

旅費交通費：20千円（現地確認に係る交通費等）

（2）日本国内に存在する韓国に関わる文化遺産を探究・生かした文化活動に資する事業

【内　　容】日本国内に存在する韓国に関わる文化遺産及び関連資料について、情報収集、調査、記録、整理を行い、今後の文化活動、教育普及活動及び交流事業に活用するため

の基礎的な取り組みを行う。
【実 施 場 所】韓国庭園、鶴見緑地公園内、関西地域ほか
【実 施 日 時】随時
【事業の対象者】会員、地域住民、一般来園者、韓国文化に関心を有する者
【収　　益】0 千円
【費　　用】100 千円
資料作成費：60 千円（資料収集、調査記録の整理、関係資料作成）
旅費交通費：40 千円（現地確認に係る交通費等）

（3）日本・韓国伝統文化・芸術・スポーツの振興を図る教育事業
【内　　容】日本・韓国の伝統文化、芸術、スポーツ等に関する教育普及活動について、企画検討、関係者との調整、資料作成等を行い、実施に向けた準備及び普及活動を行う。
【実 施 場 所】韓国庭園、鶴見緑地公園内、地域施設、学校、その他関係機関施設等
【実 施 日 時】2027 年度中、関係者との調整により随時実施予定
【事業の対象者】一般市民、学生、地域住民、韓国文化に関心を有する者
【収　　益】0 千円
【費　　用】100 千円
印刷製本費：60 千円（教育普及用資料の印刷、関係者との調整）
旅費交通費：40 千円（実施準備に係る交通費等）

（4）各種イベント企画、制作、運営、管理に関する事業
【内　　容】韓国庭園及び鶴見緑地公園内等において、日本・韓国の文化友好交流を目的としたイベントを企画、制作、運営、管理する。
韓国芸能人及び日本芸能人による友好公演等を実施するとともに、飲食店、物産品販売等を通じて、日韓文化交流及び韓国庭園の周知促進を図る。
【実 施 場 所】鶴見緑地公園内、ホール、韓国庭園内
【実 施 日 時】2027 年 10 月予定
【事業の対象者】文化交流参加者、一般来園者
【収　　益】700 千円
出店料：1 店舗 5 千円×20 店舗＝100 千円
韓国物産販売：600 千円
【費　　用】1,200 千円
人件費：20 千円×20 人＝400 千円
舞台設備費：350 千円
韓国物産仕入費：350 千円
その他雑費：100 千円

（5）韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する見学会、研修会、交流事業等の企画及び実施に関する事業

【内　　容】韓国庭園、韓国文化遺産及び日韓文化交流に関する見学会、研修会、交流事業等を企画及び実施する。

韓国観光公社、旅行会社その他関係機関とは、韓国庭園の周知広報及び来訪促進に関する連携を図るものとし、旅行業法上の旅行業として旅行商品の募集、手配又は販売を行うものではない。

韓国から韓国庭園を訪れる観光客及び一般来園者に対し、韓国庭園の歴史的・文化的価値を紹介し、日韓文化交流の促進を図る。

【実 施 場 所】鶴見緑地公園、韓国庭園、関西地域

【実 施 日 時】2027 年度中、関係機関との調整により随時実施予定

【事業の対象者】韓国観光客、一般来園者、文化交流参加者

【収　　益】500 千円（見学会・交流事業等参加費：2 千円×250 人＝500 千円）

【費　　用】520 千円

人件費：20 千円×2 人×7 日＝280 千円

旅費交通費：100 千円

通信運搬費：30 千円

資料作成費：20 千円

消 耗 品 費：20 千円

その他雑費：70 千円

（6）①から⑤の事業を広告する事業

【内　　容】韓国庭園の保存・保全活動、日本・韓国文化交流活動、見学会、研修会、交流事業等について、広告資料の作成、配布、情報発信等を行う。

韓国庭園の認知度向上を図るとともに、会員拡大、来園者増加、文化交流活動への参加促進につなげる。

【実 施 場 所】韓国庭園、鶴見緑地公園内、関西地域、ウェブサイト・SNS 等

【実 施 日 時】随時

【事業の対象者】地域住民、一般来園者、観光客、韓国文化に関心を有する者

【収　　益】0 千円

【費　　用】0 千円

人件費：ボランティア活動

その他経費は、上記（1）から（5）の各事業における資料作成費、印刷製本費、通信運搬費等に含めて計上する。

なお、上記事業費とは別に、法人運営に係る管理費として 40 千円を見込む。

2026年度活動予算書

NPO法人韓国庭園の会

2026年4月1日から2027年3月31日まで　　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	132,000		
賛助会員受取会費		132,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金		0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4.事業収益			
各種イベント企画・制作・運営・管理事業収益	400,000		
見学会・研修会・交流事業等事業収益	400,000	800,000	
5.その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			1,432,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	680,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	680,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	110,000		
通信運搬費	10,000		
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	40,000		
資料作成費	30,000		
印刷製本費	20,000		
舞台設備費	200,000		
韓国物産仕入費	200,000		
その他雑費	70,000		
その他経費計	680,000		
事業費計		1,360,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	10,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	40,000		
管理費計		40,000	
経常費用計			1,400,000
当期経常増減額			32,000
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			32,000
前期繰越正味財産額			△ 2,461,738
次期繰越正味財産額			△ 2,429,738

2027年度活動予算書

NPO法人韓国庭園の会

2027年4月1日から2028年3月31日まで　　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	132,000		
賛助会員受取会費		132,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金		0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	
4.事業収益			
各種イベント企画・制作・運営・管理事業収益	700,000		
見学会・研修会・交流事業等事業収益	500,000	1,200,000	
5.その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			2,332,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	680,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	680,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	30,000		
減価償却費			
支払利息			
消耗品費	80,000		
資料作成費	80,000		
印刷製本費	60,000		
舞台設備費	350,000		
韓国物産仕入費	350,000		
その他雑費	170,000		
その他経費計	1,320,000		
事業費計		2,000,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	10,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	40,000		
管理費計		40,000	
経常費用計			2,040,000
当期経常増減額			292,000
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			292,000
前期繰越正味財産額			△ 2,429,738
次期繰越正味財産額			△ 2,137,738